

## 川崎市の食の安全について一緒に考えていただく市民委員を募集します

川崎市では、食の安全に関する情報提供及び情報交換を行い、施策体系の充実を図るため、川崎市食の安全確保対策懇談会を設置しています。

この懇談会では、食品及びこれを取り巻くもの(大気、水、土壌等)の安全に関する情報を提供し、御意見を聴取することにより、安心・安全な食生活の実現と市民の健康保護に取り組んでいます。

学識経験者・消費者・食品関係等の事業者で構成されており、市民委員は消費者代表として活動していただきます。現委員の任期が満了することに伴い、次期の市民委員を募集します。

- 1 募集人数** 2名
- 2 任期** 令和6年11月1日から令和8年10月31日まで(2年間)
- 3 応募資格** 令和6年11月1日時点で、1年以上市内在住かつ満18歳以上の方(本市の附属機関等の委員、本市職員は除く)
- 4 職務内容** 原則、年1回開催の懇談会に出席し、意見を述べていただきます。会議に出席された場合は、7,000円(源泉徴収税額を含む)の謝礼金をお支払いいたします。
- 5 応募方法** 令和6年6月3日(月)から8月7日(水)までに申込書及び小論文「食の安全について思うこと」(800字程度)を記入の上、郵送(当日消印有効)、または応募フォーム、ファクス、メール、持参のいずれかの方法により提出。  
※提出された申込書と小論文は返却しません。  
【市ホームページ URL】  
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000166363.html>  
【応募フォーム】 <https://logoform.jp/form/FUQz/96037>  
【郵送先】〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階  
川崎市消費者行政センター企画係  
【ファクス】044-244-6099  
【メールアドレス】28syohi@city.kawasaki.jp
- 6 選考方法** 書類選考を行い、選考委員会で決定します。選考の結果は、応募者全員にお知らせします。



川崎市消費者行政センターキャラクター

問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター 石渡  
電話 044-200-2261

# 川崎市の食の安全について一緒に考えていただく

## 市民委員を募集します！

川崎市では、食の安全に関する情報提供及び情報交換を行い、施策体系の充実を図るため、川崎市食の安全確保対策懇談会を設置しています。

この懇談会では、食品及びこれを取り巻くもの（大気、水、土壌等）の安全に関する情報を提供し、御意見を聴取することにより、安心・安全な食生活の実現と市民の健康保護に取り組んでいます。

学識経験者・消費者・食品関係等の事業者で構成されており、市民委員は消費者代表として活動していただきます。現委員の任期が満了することに伴い、次期の市民委員を募集します。

### 募集要項

- ◆募集人数 2名
- ◆任期 令和6年11月1日から令和8年10月31日まで（2年間）
- ◆応募資格 令和6年11月1日時点で次のすべての要件を満たしている方
  - （1）年齢が満18歳以上の方
  - （2）引き続き本市に1年以上居住している方
  - （3）本市の附属機関等の委員となっていない方
  - （4）本市の職員でない方
- ◆応募方法 令和6年6月3日（月）から8月7日（水）までに申込書及び小論文「食の安全について思うこと」（800字程度）を記入の上、郵送（当日消印有効）、または応募フォーム、ファックス、メール、持参のいずれかの方法により御提出ください。  
※提出された申込書と小論文は返却しません。  
【市ホームページ URL】  
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000166363.html>  
【応募フォーム】  
<https://logoform.jp/form/FUQz/96037>  
〈申込書記載事項〉  
「川崎市食の安全確保対策懇談会」と記載、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、メールアドレス又はファックス番号、性別、生年月日、現在の職業、主な職歴、市民となった日、活動経験、応募理由
- ◆選考方法等 書類選考を行い、選考委員会で決定します。  
選考の結果は、応募者全員にお知らせします。
- ◆職務内容 原則、年1回開催の懇談会に出席し、意見を述べていただきます。  
会議に出席された場合は、7,000円（源泉徴収税額を含む）の謝礼金をお支払いいたします。



【川崎市ホームページ】

## 《求める人物像》（参考）

消費者としての役割を踏まえ、自身の考え方を表現できる方（具体的には以下のような方）

- ① 消費生活に関する知識や経験を踏まえ、食の安全について高い意識を有している。
- ② 消費者としての視点で、独自の考え方を示している。
- ③ 市民の役割を認識したバランス感覚が備わっている。
- ④ 公募委員として参画することに意欲、熱意がある。



## 《令和5年度川崎市食の安全確保対策懇談会開催状況》

- ◆日時 令和6年1月26日（金） 13時30分から15時30分まで
- ◆形態 会場開催およびZoomによるオンライン開催の併用
- ◆議題 (1)「令和6年度川崎市食品衛生監視指導計画」(案)について  
(2)「食生活と安全」(案)について 他

※「令和6年度川崎市食品衛生監視指導計画」と冊子「食生活と安全」については、市ホームページにて閲覧いただけます。

### 【送付先・問い合わせ先】

川崎市 経済労働局 産業政策部 消費者行政センター 企画係

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

電話：044-200-2262

FAX：044-244-6099

E-mail：28syohi@city.kawasaki.jp

※持参の場合は、平日9時～17時の間にお越しください（12時～13時を除く）。

※ホームページから申込書等のダウンロードが可能です。

川崎市食の安全確保対策懇談会 市民委員募集

検索

# 御応募お待ちしております！